

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 7 5 号

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年川崎市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第１号中「保育士（）」の次に「法第１８条の２９に規定する地域限定保育士及び」を加える。

第３４条第２項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表中

「

障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
--------------------	------------------

」

を

「

障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児に対する健康診査	通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。